

狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

令和8年 月改定

狛江市

目 次

はじめに.....	1
第1部 総論.....	4
第1章 計画の基本的考え方.....	4
第2章 対策の目的等.....	6
第1節 対策の目的.....	6
第2節 対策の基本的考え方.....	7
第3節 発生段階の考え方.....	9
第4節 対策実施上の留意点.....	10
第5節 基本的な責務.....	12
第6節 市における危機管理体制.....	15
第7節 対策の基本項目.....	19
第2部 各論(各対策項目の考え方及び取組).....	20
第1章 実施体制.....	20
第1節 準備期.....	20
第2節 初動期.....	21
第3節 対応期.....	22
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	23
第1節 準備期.....	23
第2節 初動期.....	25
第3節 対応期.....	26
第3章 まん延防止.....	27
第1節 準備期.....	27
第2節 初動期.....	29
第3節 対応期.....	31

第4章 ワクチン.....	33
第1節 準備期.....	33
第2節 初動期.....	38
第3節 対応期.....	42
第5章 保健.....	46
第1節 準備期.....	46
第2節 初動期.....	47
第3節 対応期.....	48
第6章 物資.....	49
第1節 準備期.....	49
第2節 初動期.....	50
第3節 対応期.....	51
第7章 市民生活及び経済活動の安定の確保.....	52
第1節 準備期.....	52
第2節 初動期.....	54
第3節 対応期.....	55
資 料.....	57

はじめに

【新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画の改定の目的と経緯】

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)とは、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の体制を整備し、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るものである。

狛江市(以下「市」という。)では、これまで市民の健康と生命を守るため、新型インフルエンザ等への対策を始めとして、市民の健康の保持、向上に努めてきた。令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)の患者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らし等、社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、市は、東京都(以下「都」という。)や多摩府中保健所(以下「保健所」という。)、近隣自治体と綿密に連携し、狛江市医師会(以下「医師会」)、狛江市歯科医師会、狛江市薬剤師会の3つの専門団体(以下「三師会」という。)、東京慈恵会医科大学附属第三病院(令和8年1月より東京慈恵会医科大学西部医療センター)等の専門家の知見を活用しながら、効果的な対策を講ずるとともに、市民・医療従事者、事業者、各団体等の尽力により、幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今回の狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)の改定は、特措法等の関連する法令の改正並びに国及び都の行動計画の改定に対応するとともに、新型コロナへの対応で得られた知見や経験を踏まえ、新たな感染症が発生した際にも持続可能な都市の実現を目指すものである。市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、新たな感染症の発生時には、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、迅速かつ確実に必要な対策を実施し、市民の生命及び健康を維持し、市民の生活や経済活動に及ぼす影響を最小限とするため、市行動計画を改定するのである。

【市行動計画の改定概要】

市では、新型インフルエンザ等の脅威から市民の健康を守り、安全・安心を確保する必要があることから、国及び都の行動計画との整合性を保ちつつ、平成29年1月に市行動計画を策定し、市民生活の安全・安心の確保を図ってきた。市行動計画は、特措法に基

づき、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び市が実施する措置等を示すものであり、新型インフルエンザ等の感染症への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、都行動計画に準拠して策定したものである。

今般、令和 6 年 7 月に政府行動計画が抜本改定され、都行動計画も令和 7 年 5 月に改定が行われたことから、市行動計画の抜本的な改定を行うものである。対象とする疾患については、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症を含めることとした上で、発生段階を「準備期」、「初動期」、「対応期」の 3 段階に整理し、各フェーズにおける対策を具現化するとともに、準備期の取組を充実させている。また、対策の基本項目を 7 項目とし、状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくこととする。

なお、市行動計画については、国及び都の新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や、新型インフルエンザ等対策に関する検証等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

特措法(抜粋)

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

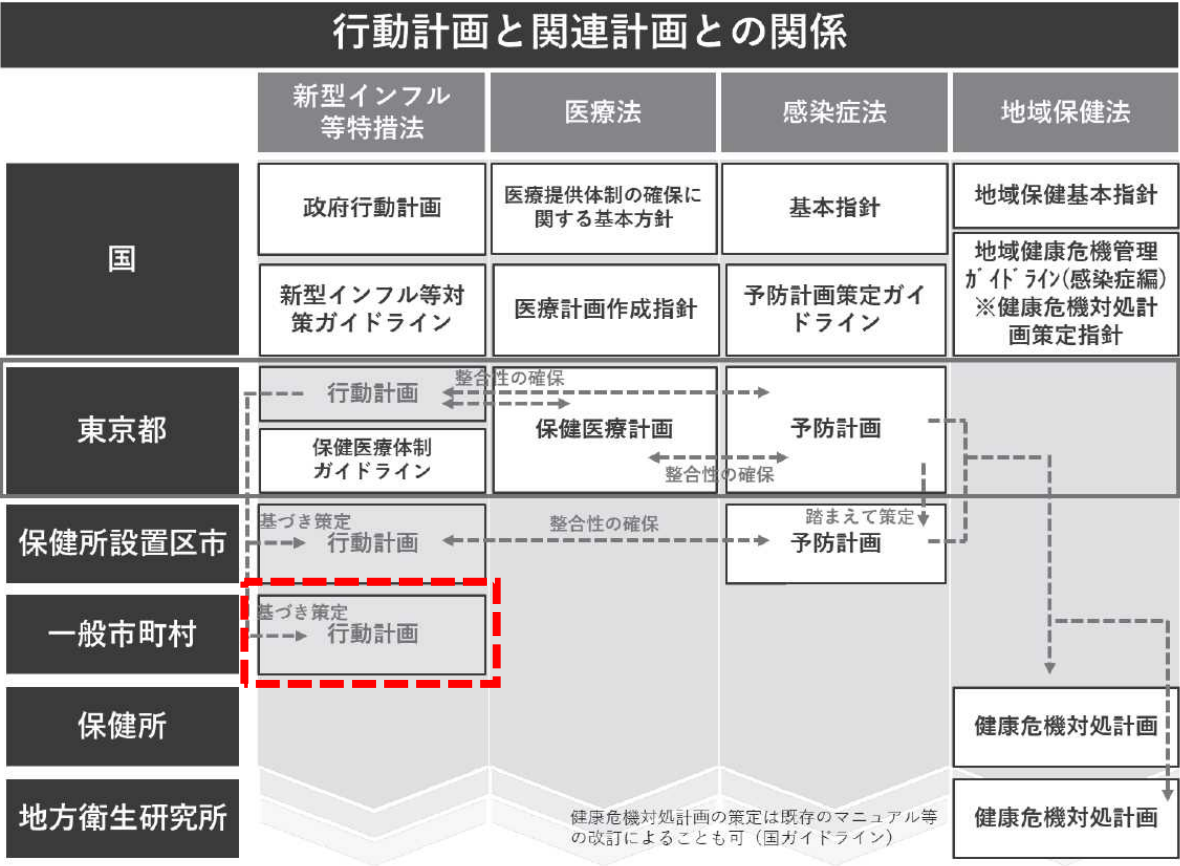
8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

第1部 総論

第1章 計画の基本的考え方

1 根拠

この計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の行動計画である。



出典：東京都新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋

2 対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
感染症法第6条第7項に規定するもの。
- (2) 指定感染症
感染症法第6条第8項に規定するもの。
- (3) 新感染症
感染症法第6条第9項に規定するもの。

3 計画の基本的考え方

市行動計画は、特措法第8条第1項の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画との整合性を保ちつつ、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や対策を示すものである。

本計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、実際に発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう定めている。

また、国、都、保健所、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにするものである。

4 計画の推進

市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する科学的な知見を取り入れていく。

新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から実施体制の整備、マニュアルの作成、資器材の整備、研修や訓練の実施等を通して対応能力を高め、対策の推進を図る。

5 計画の改定

市行動計画は、都行動計画の見直し等を踏まえ、適時適切に見直しを行うものとする。

第2章 対策の目的等

第1節 対策の目的

本計画は、特措法第1条に基づき、次の2点を新型インフルエンザ等対策の主たる目的として掲げる。

1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

新型インフルエンザ等は、その多くが新型の病原体であり、ほとんどの市民が免疫を獲得していないため、一たび発生するとパンデミックとなり、大きな健康被害と、それに伴う様々な社会的影響をもたらすことが懸念される。このため、新型インフルエンザ等対策の目的は、これらの被害や影響を最小限に抑えることにある。

新型インフルエンザ等は、長期的には国民の多くが罹患する可能性がある一方、患者の発生が一定の期間に集中することにより、患者数が医療の提供能力を超え、必要な医療を受けられない人が多数発生する事態も想定される。

このような事態を回避するため、新型インフルエンザ等対策においては、あらゆる対策を講じることにより、感染拡大を可能な限り抑制することが必要となる。

2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化

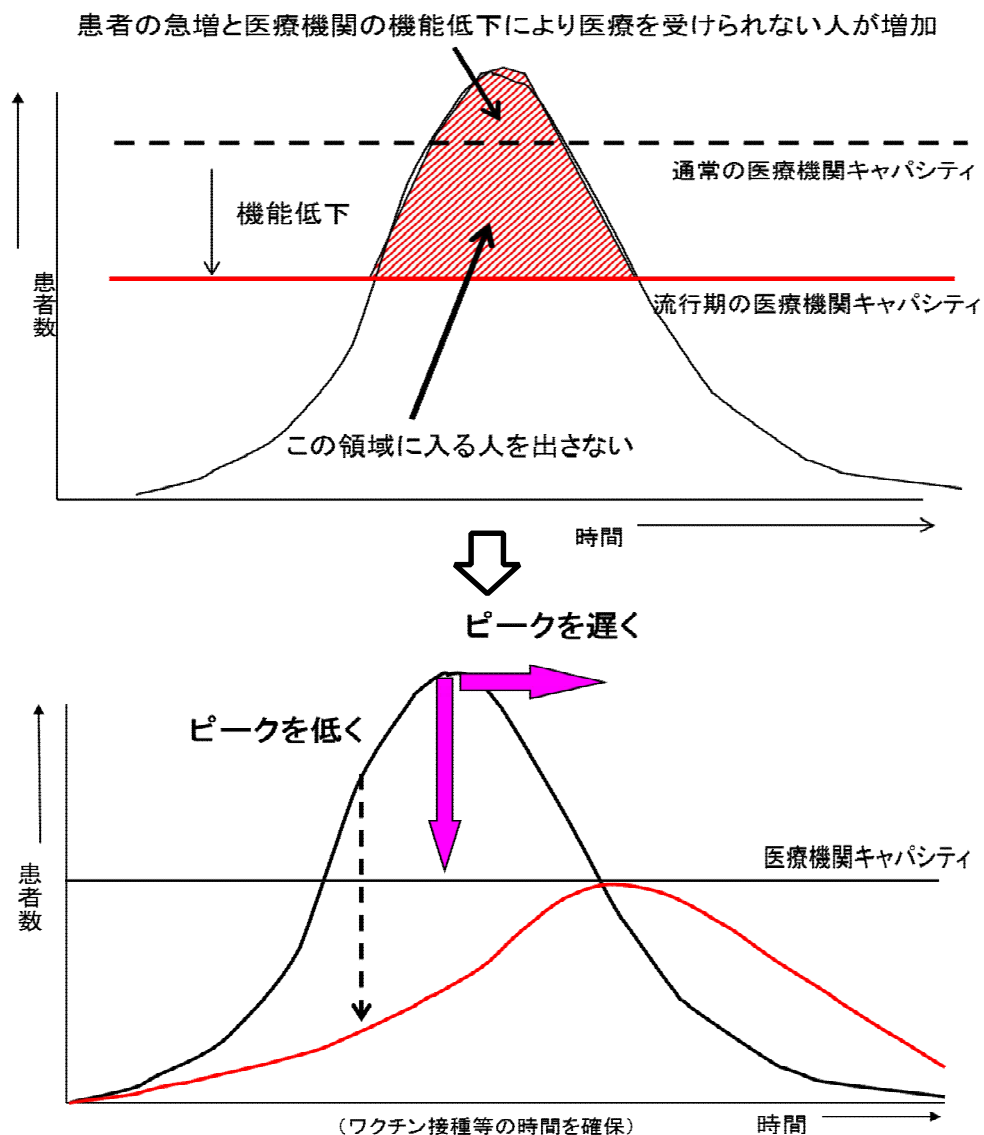
あらゆる業種において、新型インフルエンザ等の流行により従業員の欠勤が多数に上ることが想定される。市は、事業者に対し感染拡大防止対策と社会経済活動の維持と両立に向けた支援を行うことが必要となる。

第2節 対策の基本的考え方

1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

患者数のピークを抑えるとともに感染拡大を遅らせることにより、医療を受けられない人の数の抑制に努め、医療提供体制の整備等により社会機能が低下することを防止する。これにより、ワクチンの製造から接種に至るまでの時間を確保し、感染前の段階で一人でも多くの市民がワクチン接種を受けることを可能とすることで、健康被害の軽減につなげるとともに、医療機関の負担の軽減を図る。長期的には、国民の多くが罹患することを前提としつつ、目的を達成するため、以下の考え方に基づき各種対策を講じる。

<対策の効果 概念図>



2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響の最小化

地域における感染拡大防止対策により欠勤者数を減らす。市は、事業者に対し、限られた人員でも市民生活に不可欠な業務を継続できるよう業務継続計画(以下「BCP」という。)の策定や実施に関する情報提供を行い、感染拡大防止対策と社会経済活動の維持との両立に向けた支援を行う。

また、狛江市新型インフルエンザ等対策事業継続計画(以下「市インフルBCP」という。)の作成、実施により、市民生活及び経済活動の安定に必要な業務の維持に努める。

第3節 発生段階の考え方

1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

本計画では、政府行動計画で定める予防や準備等の事前準備を行う「準備期」と、発生後の対応を行う「初動期」及び「対応期」に分けた構成とする。

2 各段階の概要

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、市民に対する啓発やBCPの策定、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

(2) 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期

対応期については、封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期に分けられ、それぞれにおいて柔軟に対応する。

第4節 対策実施上の留意点

市は、国、都及び関係機関等と相互に連携・協力し、新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、発生時には、特措法その他の法令及び政府が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施する。また、市内の関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。なお、対策を実施するに当たっては、次の点に留意する。

1 平時の備えの整理及び拡充

感染症危機への対応には、平時からの体制整備が重要である。このため、平時における各種対策への備えの充実を図るとともに、訓練等を通じて迅速な初動体制を確立する。あわせて、迅速かつ効率的な情報の収集・共有、分析を可能とする基盤として、デジタルトランスフォーメーション(以下「DX」という。)等の活用も視野に検討する。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策の実施に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策を講じるとともに、適切な情報提供及び情報共有により、市民生活及び経済活動への影響の軽減を図る。また、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であること(ウェルビーイング)を確保することが重要である。

感染状況やウイルスの特性に応じ、感染拡大防止と社会経済活動とのバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小限となるよう対策を講ずる。

3 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することを基本とする。国及び都が行う医療関係者への医療等の実施要請、不要不急の外出自粛等の要請、興行場等の使用制限要請等の実施に当たり、市民の権利及び自由に制限を加える場合には、新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。具体的には、法令に基づく措置であることを前提に、市民に対して十分な説明を行い、理解を得ることを基本とする。

また、患者やその家族、医療関係者等に対する誹謗・中傷や、新型インフルエンザ等に関する偏見・差別は、これらの方々の人権を侵害するものであり、決してあってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療関係者等の人権の保護や士気

の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

4 公平性の確保

特措法に基づき市が実施する住民接種は、ワクチンの供給量に応じて順次実施することとなる。このため、接種場所や接種順位等について、あらかじめ公平性に十分配慮した上で、計画的に実施しなければならない。

5 危機管理としての特措法の性格への留意

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、病原性が高く感染力が強い場合において、多くの国民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼす恐れがある他、全国的な社会経済活動の縮小や停滞を招く恐れがあることから、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるとの認識の下、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

一方で、新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性によっては、必ずしも新型インフルエンザ等緊急事態としての措置を講じる必要がない場合もあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、柔軟な対応を行う必要がある。

6 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部と都対策本部とは、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的な対策を推進する。市対策本部長(市長)は、都対策本部長(都知事)に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定地方公共機関等との情報共有及び連携を図り、相互に協力しながら対策を推進する。

7 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、これを公表する。

第5節 基本的な責務

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限に抑えるためには、国、都、市、医療機関、事業者、市民等が互いに協力し、それぞれの役割を果たしながら、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持していくことが必要である。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、誰もが罹患する可能性があることを踏まえ、相互に協力して、それぞれの立場に応じた役割を果たすことが求められる。

1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の体制を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究の推進に努めるとともに、世界保健機関(WHO)その他の国際機関やアジア諸国を始めとする諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

2 都

都は、平時において、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する他、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を総合的に推進する。

3 市

市は、政府の基本的対処方針に基づき、感染拡大の抑制及び市民に対するワクチン接種や生活支援等、市行動計画で定めた対策を、関係機関と連携しながら的確かつ迅速に実施するとともに、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

4 医療機関等

平時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するため、院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備を行うとともに、診療体制を含めたBCPを策定し、地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携し、診療体制の強化を図るとともに、発生状況に応じた医療の提供に努める。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

平時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備等対策を推進する。

発生時には、国、都及び市と相互に連携・協力し、市民生活が維持されるよう、医療機能及び社会経済活動の維持に必要な業務を継続する。

※ 指定公共機関

特措法第 2 条第 7 号に規定するもの。

※ 指定地方公共機関

特措法第 2 条第 8 号に規定するもの。

6 登録事業者

特定接種の対象となる医療の提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者は、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平時から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続等に向けた準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動の継続に努めるとともに、国、都、市等の新型インフルエンザ等対策に協力する。

※ 登録事業者

特措法第28条第 1 項第 1 号に規定するもの。

7 一般の事業者

事業者は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から職場における感染対策を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れのある新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小する必要が生じる場合も想定される。特に、多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止措置の徹底

が求められることから、平時よりマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄に努める等、必要な対策を講じる。

8 市民

市民は、平時から、感染症に関する情報や、発生時取るべき行動及び対策に関する知識の習得に努めるとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、日頃からの健康管理に努める。基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける行動等)を実践する。

また、マスクや消毒薬等の衛生用品、食品及び生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策に関する情報を適切に把握し、感染拡大を抑制するための感染対策を実施するよう努める。

第6節 市における危機管理体制

新型インフルエンザ等は、病原性が高く感染力が強い場合には、多数の生命及び健康に甚大な被害を及ぼす恐れがある他、全国的に社会・経済活動の縮小や停滞を招く恐れがあることから、国家的な危機管理の課題として取り組む必要がある。

市においては、平時から、全庁的に情報共有を行い、各部局がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、国、都その他の関係機関との相互連携を強化する。

新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生状況に関わらず、流行状況、被害の状況及び市民生活への影響等を注視し、必要に応じて庁内会議を開催し、情報共有及び協議を行い、適切な対策を講じるものとする。

政府が特措法第32条に基づき緊急事態宣言を行った場合には、特措法第34条に基づき市対策本部を設置し、当該対策本部を中核として、市域における対策を総合的に推進する。

ただし、流行状況等により必要がある場合には、政府による緊急事態宣言が行われなくても、市対策本部を設置し、必要な対応を講じる。

市職員の出勤率の低下等により、市民の生命及び健康を守る業務、並びに市民生活に欠かせない業務の継続が困難となる恐れがある場合には、市インフルBCPを適用し、不急の業務の縮小又は廃止を行った上で、優先度の高い業務に職員を重点的に配置するものとする。

1 市対策本部の構成

(1)組織及び職員

- 本部長：市長
- 副本部長：副市長、教育長
- 本部員：粕江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則（平成25年規則第35号。）第5条に規定する者
- 職員：市の職員のうちから市長が任命する者

(2)本部会議

- 本部長は必要に応じ、本部会議を招集する。
- 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

(3)本部会議における審議事項

- 市の対応方針に関すること。
- 社会機能の維持に係る措置に関すること。
- 広報及び相談体制に関すること。

- 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。
- 医療の提供体制の確保に関すること。
- 予防接種の実施に関すること。
- 物資の確保に関すること。
- 生活環境の保全その他住民の生活及び経済活動の安定に関する措置に関すること。
- 都、他区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。
- 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。
- 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

2 新型インフルエンザ等対策各部分掌事務

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
企画財政部	企画財政部長	(1) 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 (6) 支払資金の把握及び確保に関すること。 (7) 財務会計システムの維持に関すること。 (8) その他特命に関すること。 (9) 基盤システムの維持に関すること。 (10) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
総務部	総務部長	(1) 本庁舎の維持管理に関すること。 (2) 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 (3) 車両の調達に関すること。 (4) 市民生活の安全・安心に関すること。 (5) 水防活動の維持に関すること。 (6) 野外収容施設の設営に関すること。 (7) 職員の感染予防等に関すること。 (8) 職員の予防接種(特定接種)の実施に関すること。 (9) 職員の動員及び給与に関すること。 (10) 市有施設の工事の安全管理に関すること。 (11) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
市民部	市民部長	(1) 市税の基幹業務システムの維持管理に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
地域文化スポーツ部	地域文化スポーツ部長	(1) 中小企業及び農業団体等との調整に関すること。 (2) 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
福祉保健部	福祉保健部長	(1) 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 (2) 高齢者及び障がい者等の支援に関すること。 (3) 本部に関すること。

		(4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 情報等の収集及び提供に関すること。 (6) 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 (7) 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。 (8) 登録事業者の予防接種(特定接種)の連絡調整に関すること。 (9) 新型インフルエンザ等の発生状況の把握及び対応方針に関すること。 (10) 感染予防策の広報に関すること。 (11) 市民、医療機関等からの相談に関すること。 (12) 予防接種に関すること。(他の部に属するものを除く。) (13) 抗インフルエンザウイルス薬等医薬品の確保等に関すること。 (14) 家畜伝染病のまん延防止に関すること。 (15) 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関すること。 (16) その他保健衛生及び医療に関すること並びに新型インフルエンザ等対策の連絡調整に関すること。
子ども家庭部	子ども家庭部長	(1) 私立保育園、私立幼稚園等との連絡調整に関すること。 (2) 児童福祉施設の感染予防等に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
環境部	環境部長	(1) 公園の維持管理に関すること。 (2) 鳥獣の監視に関すること。 (3) 下水道機能の維持に関すること。 (4) 資源の使用抑制に関すること。 (5) ごみの排出抑制に関すること。 (6) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
都市建設部	都市建設部長	(1) 道路及び河川の維持管理に関すること。 (2) 市が行う都市整備事業等に係る工事の安全管理に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
教育部	教育部長	(1) 教育施設の感染予防等に関すること。 (2) 東京都教育庁との連携に関すること。 (3) 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。

第7節 対策の基本項目

政府行動計画及び都行動計画においては、新型インフルエンザ等の対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国(都)民の生命及び健康を保護すること」及び「国(都)民生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにすること」を達成するために具体的な対策を定めている。

市行動計画においても政府行動計画及び都行動計画との整合性を確保し、以下の7項目を主要な対策として位置付ける。

- 1 実施体制
- 2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 3 まん延防止
- 4 ワクチン
- 5 保健
- 6 物資
- 7 市民の生活及び経済活動の安定の確保

第2部 各論(各対策項目の考え方及び取組)

第1章 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合には、多数の市民の生命及び健康に甚大な被害を及ぼす恐れがある他、全国的な社会・経済活動の縮小や停滞を招く恐れがある。このため、国家的な危機管理の課題として取り組む必要がある。市においては、平時から、全庁一体となった取組を推進するとともに、国、都及び関係機関との相互連携を強化するものとする。

第1節 準備期

1-1 市行動計画の見直し

政府行動計画及び都行動計画に基づき、必要に応じて、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画の見直しを行う。見直しに当たっては、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取する。【福祉保健部】

1-2 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を、関係機関等と連携して実施する。【福祉保健部、総務部】

1-3 体制整備・強化

- ① 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するため、必要な人員及び組織体制の確保並びに有事においても維持すべき業務の継続を図るとともに、市における取組体制の整備及び強化を進めるものとする。このため、市インフルBCPの改定等を行う。【総務部、福祉保健部】
- ② 新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成を行う。【福祉保健部、総務部】

1-4 国及び都等との連携の強化

国、都、保健所、三師会等の関係機関と連携し、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【福祉保健部】

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国や都等から国内外の感染症発生状況に関する情報を入手した場合には、速やかに情報を収集し、その結果を庁内及び関係機関と共有する。【福祉保健部、関係各部】

2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国や都等から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨の公表に関する情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、全庁的な情報共有を行う。また、「市対策本部」の設置について速やかに検討し、対策に係る措置の準備を進める。【福祉保健部、関係各部】
- ② 必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総務部】
- ③ 市長、副市長、教育長、三師会及び保健所長等を委員とし、必要に応じて東京慈恵会医科大学西部医療センターの参加を得て開催する「専門家協議会」の設置について検討し、開催に向けた準備を進める。【福祉保健部】

2-3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策を実施するため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。【企画財政部】

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに次に掲げる実施体制を整えるものとする。なお、各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制の見直し等を行う。

3-1-1 対策の実施体制

- ① 新型インフルエンザ等の特徴に関する情報、感染状況及び医療提供体制の逼迫状況、市民生活や経済活動への影響等に基づき、適切な対策を実施する。【福祉保健部、関係各部】
- ② 対策に携わる職員の心身への影響に配慮し、メンタルヘルスケアを含む必要な支援を講じる。【総務部】

3-1-2 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により、市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、特措法に基づき、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【福祉保健部、総務部】
- ② 特定新型インフルエンザ等市域の対策を実施するために必要があると認めるときは、特措法に基づき、都又は他の自治体に対し、応援を要請する。【福祉保健部、総務部】

3-1-3 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。【企画財政部】

3-2 緊急事態措置の検討等について

- ① 緊急事態宣言がなされた場合には、直ちに市対策本部を設置する。【福祉保健部】
- ② 市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じて、緊急事態措置に関する総合調整を行う。【福祉保健部】

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等の緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされた場合には、遅滞なく市対策本部を廃止する。【福祉保健部】

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機発生時は、情報の交錯や不安に伴う、偏見や差別の発生、また、真偽不明又は誤った情報が拡散する恐れがある。このため、国家の危機管理に関わる重要な課題であるとの共通認識の下、国、都、市、医療機関、事業者及び市民がそれぞれの役割を認識し、正確な情報に基づき適切な判断及び行動を取ることができるよう、状況に応じて、正確かつ迅速な情報提供・共有及びリスクコミュニケーションを行うことが重要である。

第1節 準備期

1-1 発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 新型インフルエンザ等に関する正しい知識及び適切な予防策について周知を図り、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染予防行動が日常的に実践されるよう、平時から情報提供及び健康教育を実施する。【福祉保健部、教育部、子ども家庭部】
- ② 発生前から、国や都が発信する情報の収集に努めるとともに、庁内及び関係機関との情報共有を図り、必要に応じて市民へ周知する。【福祉保健部、企画財政部、関係各部】
- ③ 感染症に関し、科学的根拠が不確かな情報や偽・誤情報の拡散が生じる恐れがあることを踏まえ、平時より科学的知見等に基づく正確な情報の提供・共有に努めるとともに、偏見や差別等につながらないように留意しながら、適正な啓発を行う。【企画財政部、関係各部】

【情報提供・共有の形態及び方法】

形態	方法
A 直接的な提供・共有	記者発表
	ホームページ、広報こまえ
	リーフレット、パンフレット、ポスター
	SNS(文字・動画)
B 地域の媒体	町会・自治会の回覧板、掲示板
	商工会、交通事業者、地域メディア等の民間事業者と連携した広報
C 間接的な提供・共有	民生委員等を通じた情報提供・共有

1-1-2 情報体制の整備

- ① 平時から情報収集・提供体制を整備し、国及び都が発信する情報の収集に努めるとともに、関係部署間における情報共有体制を構築する。【福祉保健部、関係各部】
- ② 発生時の対応に備え、平時から三師会、都、保健所等と連携し、二次保健医療圏における情報連携体制の構築を図る。【福祉保健部】
- ③ 収集した情報について、保健所と連携の上、市民に混乱が生じないよう必要な情報を整理し、一元的かつ正確に提供できる体制を整備する。【福祉保健部、企画財政部】

1-2 双方向のコミュニケーションの体制整備及び取組の推進

- ① 発生時に市民からの問合せに対応するため、国の要請を踏まえて設置するコールセンターについて、必要な検討を行う。【福祉保健部】
- ② 市民等に分かりやすい情報提供・共有が行えるよう、市民の感染症に対する理解や意識の把握に努める等、リスクコミュニケーションの取組を推進する。【福祉保健部、企画財政部】

第2節 初動期

2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市内及び都内における感染状況、予防方法、住民接種並びに発生状況に応じた医療機関の受診方法等について、市民に対し迅速に情報提供を行う。【福祉保健部】
- ② 国の公表基準等に従い、発生時の情報提供に当たっては、個人の人権の保護に十分配慮し、患者やその家族、医療関係者等への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が生じないように留意する。【福祉保健部、企画財政部、関係各部】
- ③ 外国人、障がい者、高齢者等の情報弱者に対しては、多言語化や「やさしい日本語」の使用、音声・字幕の活用等、対象に応じた情報提供手段を講じる。【福祉保健部、企画財政部、関係各部】
- ④ 国や都等が発信する情報の収集に努めるとともに、庁内及び三師会等の関係機関との情報共有を図る。【福祉保健部、企画財政部、関係各部】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 国からの要請に基づき、市民からの一般的な問合せに対応するため、コールセンター等による相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。【福祉保健部】
- ② 窓口やメール等で寄せられた意見等を踏まえ、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【企画財政部、関係各部】

2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

偏見・差別及び偽・誤情報に関する啓発を実施する。【企画財政部、関係各部】

第3節 対応期

3-1 市民等への情報提供・共有

- ① 国及び都が発信する情報に基づき、ホームページ、広報、メール、相談窓口等を活用し、市内の発生状況及びワクチンの接種体制、発症時の医療機関の受診方法等について市民に周知する。【福祉保健部、企画財政部】
- ② 記者発表に当たっては、国、都の情報と整合性を図るとともに、患者やその家族、医療関係者等への誹謗・中傷や、感染が確認された地域への風評被害が生じないよう、発表方法等に十分配慮する。【福祉保健部、企画財政部】
- ③ 市対策本部の設置に備え、市対策本部専用のメールアドレスを設定する等、情報の適切な管理及び一元化を図る。【福祉保健部、企画財政部】
- ④ 相談窓口等を通じて、国から配布される質疑応答集等を活用し、市民からの相談に対応するとともに、適切な情報提供に努める。【福祉保健部】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 一方的な情報提供にとどまらず、市民等から寄せられた意見等を集約し、情報の受取手の反応や関心を把握する等、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【福祉保健部、企画財政部、関係各部】
- ② 国からの要請に基づき、コールセンター等の運営を継続する。【福祉保健部】

第3章 まん延防止

新型インフルエンザ等による健康被害や市民生活の混乱を最小限に抑えるためには、医療機関の負担を軽減し、必要な医療を受けられない事態を防ぐことが極めて重要である。そのため、手洗いや咳エチケット等の個人で実践できる対策を含め、あらゆる角度から感染拡大防止対策を講じ、流行のピークを遅らせることが必要となる。

感染拡大防止の基本は、市民一人一人が「人と人との接触機会を減らす」「感染した人は他者へ感染させない」という意識に基づいて行動することである。これにより、患者数の急増を抑え、必要な医療の提供及び市民生活の安定の確保を図ることができる。

また、重症化予防に有効なワクチンは、製造から接種までに一定の期間を要するため、感染拡大防止対策を講じることで、ワクチン接種体制が整うまでの時間を確保することが重要である。流行のピークを遅らせることにより、医療機関の負担を軽減するとともに、感染前にワクチンを接種できる人を増やし、結果として重症者や死亡者の減少が期待される。

さらに、患者数の急増を抑制することは、警察、消防、食料・生活必需品の生産・流通、公共交通機関等、市民生活に不可欠な分野(エッセンシャルワーク)に従事する職員の欠勤を減らし、市民生活の安定を維持することにも直結する。

具体的な対策としては、個人で実施できる感染対策に加え、状況に応じて、特措法に基づく施設の使用制限や不要不急の外出自粛の要請・指示等、感染状況やウイルスの特性に応じて行政が地域単位で段階的に講じるものとする。

第1節 準備期

患者数のピークを可能な限り遅らせ、かつ低く抑えるためには、市民一人一人の予防行動が日常的に実践されることが重要である。このため、平時から、基礎的な知識と予防方法について広く周知する。

また、国が空港や港湾において水際対策を実施している状況を踏まえ、将来的に感染が国内へ侵入する可能性を想定し、市民及び事業者に対し、注意喚起及び感染防止対策の実践を呼びかける体制を整える。

1-1 発生時の対策強化に向けた理解や感染防止の準備の促進等

1-1-1 個人における対策の普及

三師会等の関係機関と連携し、市民に対して、手洗い、手指消毒、咳エチケット、換気、人混みの回避、及び不要不急の外出自粛等の基本的な感染防止対策について、市

民に対し普及啓発を行い、実践を促す。【福祉保健部】

1-1-2 事業者における対策の普及

事業者に対し、施設及び従業員に係る感染防止対策(BCPの策定や衛生管理等)の準備及び実践を呼びかける。【福祉保健部、関係各部】

1-1-3 施設等における集団感染(クラスター)対策

入所・通所施設や学校等においては、感染予防策を指導するとともに、施設内感染防止の観点から、患者発生時の臨時休業等について、あらかじめ検討しておく。【福祉保健部、子ども家庭部、教育部】

1-1-4 広域的な連携体制の構築

三師会、保健所及び北多摩南部医療圏の構成市(武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市)等との連携体制を平時から構築し、情報共有及び相互協力体制の確保を図る。【福祉保健部】

第2節 初動期

市域での発生が懸念される段階においては、市民に対しては、基本的な感染防止対策の徹底を改めて呼びかけるとともに、事業者に対しては、感染拡大に備えた対応及び協力を要請する。

対策としては、個人レベルで実施可能な小規模な対策から始め、状況に応じて行政が介入を強化し、特措法に基づく施設の使用制限や外出自粛要請・指示等の対策まで段階的に進める必要がある。

2-1 市内でのまん延防止対策の準備

2-1-1 個人における対策

- ① 流行状況に関わらず、手洗い、手指消毒、咳エチケット、換気、人混みを避けること等、徹底を呼びかける。【福祉保健部】
- ② 発熱等の症状がある場合には、出勤・登校等を控え、速やかに医療機関や相談窓口等に相談するよう周知する。【福祉保健部】
- ③ 発生国及び発生国周辺地域への渡航を自粛するよう呼びかけ、当該地域からの帰国者やその家族や事業主に対し、帰国後の健康状態や感染防止対策について、特に注意を払うよう呼びかける。【福祉保健部】

2-1-2 事業者等における対策

2-1-2-1 感染防止に向けた協力要請

事業者に対し、施設及び従業員に関する感染防止対策を実施するよう呼びかける。
【福祉保健部、関係各部】

2-1-2-2 市施設・本庁舎における対策

- ① 集会や催物等の主催者に対し中止又は延期を視野に入れた検討を行うよう呼びかけるとともに、市が主催するイベント等の中止又は延期についても検討する。
【総務部、関係各部】
- ② 市施設の使用を一時的に制限する等の措置を講じる。【総務部、関係各部】
- ③ 窓口対応におけるマスクの着用、パーティションを設置するなどの感染防止対策を実施する。あわせて、出勤する職員と在宅勤務を行う職員に分けるなど、市職員の感染拡大を防止するための対策を講じる。【総務部】
- ④ 市職員による繁華街での飲食や大人数(組織内メンバー)での会食、海外渡航の自粛等について周知する。【総務部】

2-1-2-3 施設等における集団感染(クラスター)対策

- ① 児童・生徒等を含む施設利用者に対し、手洗い、手指消毒、咳エチケット等を徹底するとともに、健康管理を強化する。【福祉保健部、子ども家庭部、教育部】
- ② 施設内等での集団感染を防止するため、患者が発生した場合の臨時休業等の対応について、あらかじめ決定しておく。【福祉保健部、子ども家庭部、教育部】

2-1-3 BCPの始動準備

国からの要請を受けて、BCPに基づく対応の準備を行う。【関係各部】

第3節 対応期

新型インフルエンザ等の感染拡大の速度やピークを抑制するため、感染防止対策を講じることにより、医療提供体制のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を守ることが重要である。また、感染症の特性や病原体の状況、地域医療体制への負荷状況を踏まえ、適切な対策を柔軟に実施することで、市民生活への影響を最小限に抑える必要がある。

市は、国や都の特措法に基づく要請等に応じ、市民に対して正確な情報提供を行うとともに、必要に応じて対策の徹底を要請する。

感染症が長期化する場合には、ウイルスの性質に応じて感染対策の見直しが行われることから、感染状況や国・都の方針を踏まえ、適宜対応の見直しを行うことが重要である。その際には、最新の情報を分かりやすく市民に周知するための工夫を行うとともに、国や都の広域的な方針に準拠した対応を図る。また、市の対応方針を基本としつつ、これまでの対応実績を踏まえたリスク評価を実施し、柔軟かつ機動的に取り組む。

3-1 個人における対策

- ① 手洗い、手指消毒、咳エチケット、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。あわせて、時差出勤、在宅勤務、テレワークやオンライン会議等の活用を推進する。【福祉保健部、企画財政部】
- ② 症状がある場合は、出勤・登校等を控え、早期に相談窓口や医療機関に相談・受診するよう呼びかける。【福祉保健部、関係各部】
- ③ 不要不急の外出を自粛する。徒歩や自転車等による移動を推奨し、公共交通機関等での混雑回避を図る。【企画財政部、関係各部】

3-2 事業者等における対策

3-2-1 市施設・本庁舎における対策

- ① 都が集会や催物等の主催者に対し中止又は延期を要請した場合は、市が主催するイベント等を中止又は延期する。【総務部、関係各部】
- ② 市施設の使用を一時的に制限し、休館とする等の措置を講じる。【総務部、関係各部】
- ③ 窓口対応におけるマスクの着用、パーティションを設置するなどの感染防止対策を徹底する。あわせて、出勤する職員と在宅勤務を行う職員に分けるなど、市職員の感染拡大を防止するための対策を徹底する。【総務部】
- ④ 市職員による繁華街での飲食や大人数(組織内メンバー)での会食、海外渡航の自粛等について徹底する。【総務部】

3-2-2 施設等における集団感染(クラスター)対策

3-2-2-1 就業管理と衛生管理の徹底

事業者に対し、従業員の健康管理(発熱時の出勤停止等)を徹底し、施設利用者の動線管理、咳エチケットの徹底等、施設内感染防止対策の強化を要請する。時差出勤、徒歩・自転車等による通勤、在宅勤務、テレワーク等の実施を要請する。【地域文化スポーツ部、企画財政部、関係各部】

3-2-2-2 入所・通所施設及び学校等における対応

感染防止対策を徹底するとともに、患者が発生した場合には、早期に臨時休業等の対応を行う。また、国・都・保健所からの情報を適確に周知するとともに、必要に応じて休業、通所又は登校等の分散実施、行事の見直し等について検討し、関係機関と連携して対応する。【福祉保健部、子ども家庭部、教育部】

3-2-2-3 学びの継続に向けた対応

保護者へのメール配信や学習用タブレット端末等を活用したオンライン授業の活用等、デジタル・DX技術の活用を推進する。【教育部】

3-2-2-4 社会福祉施設等への支援

国や都と連携し、マスク等の必要物資を社会福祉施設等へ配布する等、集団感染(クラスター)を防止し、事業継続に必要な支援を行う。【福祉保健部、関係各部】

3-2-3 その他

市への各種申請手続等については、可能な限りオンライン申請や郵送による方法の積極的な活用を促すことで、市民の外出機会を減らし、感染機会の低減を図る。【関係各部】

第4章 ワクチン

新型インフルエンザ等への対策は、医療対応以外の感染拡大防止対策と、ワクチン接種や治療薬等を含む医療対応を組み合わせ、総合的に進めることが重要である。

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防止するとともに、まん延を抑制することで、医療機関の受診者数や入院患者数、重症者数の増加を抑えることが可能となる。これにより、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、医療提供体制を維持することにつながる。

<接種対象者による区分>

・特定接種

特措法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供や国民生活・経済の安定に寄与する業務を行う事業者で国に登録したもの(登録事業者)及び対策の実施に携わる公務員については、必要に応じ、住民接種に先立ち接種を行う。

なお、登録事業者の従業員及び国家公務員の接種は国が、地方公務員の接種は都道府県・市町村が実施する。

・住民接種

緊急事態宣言が行われた場合には、特措法に基づき、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第1項に規定する臨時接種を実施する。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合には、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を実施する。

住民接種は、市が実施主体となり、原則として集団接種により行うことから、市は円滑な接種が可能となるよう接種場所の確保、接種券の送付、システム管理等の体制の構築を図る。その際、医師会等の関係機関に対して必要な協力を要請する。

第1節 準備期

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑えるため、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

国及び都、保健所、医療機関、事業者等と連携し、発生時に円滑な接種体制を確保するために必要な準備を行う。

1-1 接種に必要な資材の確保に向けた調整

下記を参考に、予防接種に必要となる資材の確保方法について平時から確認を行い、接種実施時に速やかに確保できるようにしておく。【福祉保健部】

【予防接種に必要となる可能性がある資材(※初動期と同じ)】

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質 ステロイド剤等の薬液	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト ☐ 防護服・ガウン
	【文房具類】
	☐ ボールペン(赤・黒) ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ スクリーン・モニター ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等 ☐ パーテーション ☐ 簡易ベッド

1-2 ワクチンの供給・管理体制

- ① ワクチンの特性(冷凍・冷蔵等)に応じた保管場所及び保管方法、調製後のワクチンの取扱い等について検討を行う。【福祉保健部】
- ② 医療機関単位でのワクチン配分が必要となる場合に備え、市内の医療機関と連携し、供給量が限定された場合を想定した配分計画をあらかじめ検討しておく。【福祉保健部】

- ③ 供給開始当初は、供給量が限定されることが見込まれることから、限られたワクチンを有効活用できるよう、注射器の選定や薬液の調製方法等について工夫する。
【福祉保健部】

1-3 接種体制の構築に向けた準備

1-3-1 接種体制

医師会等の関係機関と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備を行う。【福祉保健部】

1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策に携わる市の職員については、市を実施主体とし、原則として集団的な接種により実施する。そのため、国からの要請を踏まえ、速やかに特定接種を実施できる体制を構築する。【総務部、福祉保健部】
- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告するための準備をしておく。【総務部】

1-3-3 住民接種

1-3-3-1 接種体制の検討

- ① 国等の協力を得ながら、以下に列挙する事項等、接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等の関係機関と連携し、接種体制を検討する。【福祉保健部】
- 接種対象者数
 - 市の人員体制の確保
 - 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - 接種場所の確保(公共施設、保健センター等)及び運営方法の策定
 - 接種に必要な資材の確保
 - 国、都及び保健所や、医師会等の関係機関への連絡体制の構築
 - 接種に関する市民への周知方法(SNS等)の策定
- ② 高齢者等の接種対象者数を推計する等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者や、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討する。【福祉保健部】
- ③ 速やかな接種を実現するため、医師会等の関係機関と連携し、接種に携わる医療従事者等の体制整備、接種場所の確保、接種時期や予約方法の周知等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。【福祉保健部】

【接種対象者の試算方法の考え方】

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の 7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6 歳未満)	D	
乳児	人口統計(1 歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1 歳未満)×2	E 2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計 (6 歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から 上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-3-3-2 医療従事者の確保

- ① 接種方法(集団的な接種・個別接種)や会場数、開設時間等により、必要となる医療従事者の人数や確保期間が異なることを踏まえ、接種方法等に応じて必要な医療従事者数を算定する。【福祉保健部】
- ② 特に集団的な接種においては、多数の医療従事者が必要となることから、医師及び看護師の配置について、市が直接運営する方法の他、医師会等と委託契約を締結し、医師会等が運営を行う方法についても検討する。【福祉保健部】
- ③ 個別接種及び集団的な接種のいずれの場合においても、医師会等の関係機関と連携し、円滑な接種体制を構築できるよう、事前に十分な準備を行う。【福祉保健部】

1-3-3-3 接種会場の確保

- ① 各接種会場における対応可能人数を推計するとともに、受付場所、待合場所、問診場所、接種実施場所、経過観察場所、応急処置場所、ワクチン保管場所及び調剤(調製)場所等を適切に配置する。【福祉保健部】
- ② 接種会場の入口から出口までの動線に交差が生じないように配慮し、各場所において滞留が発生しない配置を検討する。【福祉保健部】

1-4 情報提供・共有

1-4-1 市民への情報提供

- ① 平時を含む準備期において、ワクチン忌避への対応として、定期の予防接種に関する情報を、被接種者及びその保護者(小児の場合)に分かりやすく提供する。あわせて、被接種者等が抱く疑問や不安に関する情報を把握し、必要に応じてQ&A等を作成・提供する等、双方向の情報提供に取り組む。【福祉保健部】
- ② 市は定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係機関と連携し、適正な予防接種の実施及び健康被害の救済について、市民への情報提供を行う。【福祉保健部】

1-4-2 庁内の関係部局との情報共有

- ① 保健衛生主管課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者に加え、労働主管課、子育て・保育主管課、介護保険主管課、障がい保健福祉主管課等との連携が重要であることから、情報共有等の強化に努める。【福祉保健部、関係各部】
- ② 保健衛生主管課は、児童・生徒に対する予防接種施策の推進に当たり、学校保健との連携が不可欠であるため、教育委員会等と連携する。また、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童・生徒等の健康診断の機会を活用し、予防接種に関する情報の周知を図る等、施策の推進に資する取組を行う。【福祉保健部、教育部】

1-5 DX の推進

円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組む。

- ① 予防接種関係のシステム(健康管理システム等)について、国が整備するシステム基盤と連携することにより、予防接種事務のデジタル化が円滑に進むよう、必要なシステムの整備を行う。【福祉保健部】
- ② 接種対象者を特定した上で、国が整備するシステム基盤と連携し、接種勧奨を行う場合には、システムを活用して、接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的な通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。【福祉保健部】
- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応している医療機関を市民が把握できるようにするとともに、マイナンバーカード関連システムを活用して電子的に予診票情報を登録した接種対象者が、デジタル化に対応していない医療機関を受診することによる不整合が生じないように、必要な環境整備に取り組む。【福祉保健部】

第2節 初動期

準備期に計画した接種体制等を活用し、新型インフルエンザ等が発生後に国及び都から提供される情報を速やかに収集するとともに、接種体制を構築し、迅速な予防接種の実施につなげる。

2-1 接種体制の構築

2-1-1 接種体制

- ① 接種会場の確保及び接種に携わる医療従事者等の確保を行い、円滑な接種体制を構築する。【福祉保健部】
- ② 準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。【福祉保健部】

2-2 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は医師会等の関係機関の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、接種体制を構築する登録事業者に対し、医療従事者確保に向けた必要な支援を行う。【福祉保健部】

2-3 住民接種

2-3-1 事前準備

目標とする接種スケジュールに沿って速やかに接種を開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤を活用し、接種予定数を把握する。その上で、接種方法や予約体制を決定する。【福祉保健部】

2-3-2 実施体制

2-3-2-1 庁内体制

- ① 接種の準備及び実施に当たっては、平時を大幅に上回る業務量が想定されることから、関係部局と連携し、全庁的な実施体制を確保する。【福祉保健部、総務部、関係各部】
- ② 業務内容を整理した上で担当部局を明確にし、必要な人員数の想定、事前説明、業務継続が可能なマニュアルの作成等を行い、業務の優先順位に応じた人員配置を行う。【福祉保健部】
- ③ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託が可能な業務については、積極的に外部委託を行い、職員の業務負担の軽減を図る。【福祉保健部】

2-3-2-2 連携体制

- ① 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、医師会等の関係機関の協力を得て、医療従事者の確保を図る。【福祉保健部】
- ② 接種が円滑に行われるよう、医師会等の関係機関、近隣区市等と連携し、接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、診療時間の延長や休診日における接種の実施を含め、多数の接種が可能な体制を確保する。また、必要に応じて、公共施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関・薬局等に所属する医師・看護師・薬剤師等が当該施設において接種を行う体制についても協議を行う。【福祉保健部】

2-3-3 集団接種

2-3-3-1 会場の選定

- ① 市域全体における位置関係、接種スケジュール、ワクチン管理等を総合的に勘案し、接種会場を選定し、必要に応じ移動手段についても確保する。【福祉保健部】
- ② 医療機関等以外に臨時の接種会場を設置する場合は、医療法(昭和23年法律第205号)に基づく診療所開設の許可・届出を行う。【福祉保健部】

2-3-3-2 会場の運営

2-3-3-2-1 スタッフの確保

- ① 会場数、開設時間枠の設定により、必要となる医師数及び確保期間が異なることから、接種規模等に応じて必要な医療従事者数を算定する。例として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとし、これに加えて、接種後の状態観察を担当する者を1名配置することが考えられる。また、検温、受付、記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当することが想定される。【福祉保健部】
- ② 医療従事者以外の運営要員についても、必要人数を見込んだ上で、確保を進める。【福祉保健部】

2-3-3-2-2 設備の整備

当該接種会場において、ワクチンの配送管理、予約管理、マイナンバーカード関連システムを活用した接種対象者の本人確認等、予防接種事務のDXが円滑に実施できるよう、接種会場をシステム基盤に登録するとともに、必要な機器及び通信環境等の整備を行う。【福祉保健部】

2-3-3-2-3 会場のレイアウト

- ① ロープ等を活用し、進行方向に沿った一方向の動線を確保することにより、予診票の記入漏れの確認及び接種可否の判断等に伴う滞留が生じないよう、接種の流れを適切に管理する。【福祉保健部】
- ② 被接種者相互が一定の間隔を確保できる十分な空間を確保するものとする。あわせて、独居高齢者や障がい者等の要配慮者(以下「要配慮者」という。)への対応が可能となるよう、必要な体制及び設備を整備する。【福祉保健部】

2-3-3-2-4 救急対応

- ① 被接種者にアナフィラキシーショック、けいれん等の重篤な副反応が発生した場合に、速やかな応急対応が可能となるよう次に掲げる救急処置用品を整備する。【福祉保健部】
 - 血圧計
 - 静脈路確保用品
 - 輸液
 - アドレナリン製剤
 - 抗ヒスタミン剤
 - 抗けいれん剤
 - 副腎皮質ステロイド剤等
- ② 薬剤の購入等に当たっては、あらかじめ医師会及び薬剤師会と協議の上、必要な物品及び薬剤を準備し、常時使用可能な状態を維持するよう適切に管理するものとする。【福祉保健部】
- ③ 重篤な副反応の発生に備え、会場内従事者の役割分担を事前に確認するとともに、消防署の協力を得て、搬送先となる医療機関をあらかじめ選定するものとする。あわせて、地域の医療機関及び消防署と情報共有を行い、迅速な処置及び搬送が可能な連携体制を確保する。【福祉保健部】

2-3-4 物品の準備及び廃棄物の処理

- ① アルコール綿、医療廃棄物容器その他必要な物品については、原則として市が準備するものとする。会場の規模及びレイアウトを踏まえ、例示物品を参考に、必要数量を決定する。【福祉保健部】

※接種会場において必要と想定される物品は準備期と同じ(P34 参照)。

- ② 感染性廃棄物については、運搬されるまでの間、周囲を囲う等の措置を講ずるとともに、当該廃棄物の保管場所である旨を明示した掲示を行う。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」の基準を遵守するとともに、廃棄物処理業者と収集頻度等について事前に協議する。【福祉保健部】

2-3-5 施設入所者等への対応

高齢者施設等に入所中の者や、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係機関と連携し、接種体制を構築する。【福祉保健部】

第3節 対応期

準備期、初動期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチン接種を実施する。実際のワクチン供給量や医療従事者等の体制を踏まえ、関係者間で随時調整を行い、市全体で円滑に接種が進むよう取り組むものとする。

また、接種後に発生する副反応等について、適切な情報収集及び情報提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、健康被害救済制度について周知を図る。

3-1 ワクチン及び必要な資材の供給

- ① 厚生労働省の要請に基づき、ワクチンの流通、需要量及び供給状況について、準備期の想定を踏まえて把握する。接種開始後は、ワクチンの使用実績等を考慮し、特定の医療機関等に接種希望者が集中しないよう、ワクチン配分量を調整する。【福祉保健部】
- ② 厚生労働省の要請に基づき、市に割り当てられたワクチン量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量に応じた配分を行う。【福祉保健部】

3-2 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を実施する。【福祉保健部】

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、新型インフルエンザ等の発生状況、関連情報及び社会情勢を踏まえ、医療提供体制並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために緊急の必要があると認め、特定接種の実施を決定した場合、市は国及び都と連携して対応する。その上で、国が定める具体的な運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に従事する地方公務員を対象に、本人の同意を得た上で、集団的な特定接種を実施するものとする。【総務部、福祉保健部】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 接種体制の確保

- ① 国の要請に基づき、準備期及び初動期に市が整備・構築した接種体制を基礎として、具体的な接種体制を構築する。【福祉保健部】
- ② 接種状況等を踏まえ、必要に応じて接種会場の追加等を検討する。【福祉保健部】
- ③ 各会場では予診を適切に実施するとともに、医療従事者や誘導員の配置、待合室

及び接種場所等の設備、接種に必要な資材(副反応発生時に対応するためのものを含む。)を確保する。【福祉保健部】

- ④ 発熱等の症状がある者については、来場を控えるよう広報等により周知するとともに、接種会場においても掲示等により注意喚起を行い、感染対策を徹底する。また、医学的ハイリスク者への接種については、接種に伴うリスク等を十分考慮し、実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。【福祉保健部】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者及び在宅療養者については、原則として当該者が勤務し、又は療養を受けている医療機関等で接種を行う。ただし、在宅療養者や高齢者施設等の入居者で、当該医療機関における接種が困難な場合には、訪問による接種も検討する。【福祉保健部】
- ⑥ 高齢者施設、社会福祉施設等に入所している者等、接種会場での接種が困難な者が適切に接種を受けられるよう、介護保険主管課、医師会等の関係機関と連携し、接種機会の確保に努める。【福祉保健部】
- ⑦ 予約体制を整備し、接種を開始する。開始当初は、予約希望者が集中することが見込まれることから、特に高齢者に対しては、会場・日時・ワクチンメーカーをあらかじめ指定する等予約方法を工夫する。【福祉保健部】

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 国の要請に基づき、市における接種に関する情報を国へ提供し、共有する。【福祉保健部】
- ② 接種勧奨は、整備されたシステム基盤を活用し、接種対象者のマイナポータルがインストールされたスマートフォン等へ通知する。また、スマートフォン等の利用が困難な者には、紙の接種券を発行する等、接種機会を逸することのないよう配慮する。【福祉保健部】
- ③ 接種会場及び接種開始日等は、スマートフォン等を活用して電子的に通知するとともに、ホームページや SNS を活用して周知する。電子的な情報収集が困難な者に対しては、広報紙への掲載等により紙媒体でも周知する。【福祉保健部】

3-2-2-3 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて市庁舎等を活用し、医療機関以外の接種会場の増設について検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が円滑に接種を受けられるよう、介護保険主管課及び医師会等の関係機関と連携し、接種体制を確保する。【福祉保健部】

3-2-2-4 接種記録の管理

国、都及び市は、地方公共団体間で接種履歴を確認し、接種誤りの防止を図る。あわせて、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録を適切に管理する。【福祉保健部】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合は、被接種者等からの申請に基づき、疾病・障害認定審査会において予防接種と健康被害との因果関係を審査し、その結果に基づき給付を行うものとする。【福祉保健部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外であっても、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。【福祉保健部】
- ③ 予防接種健康被害救済制度について、被接種者へ適切な情報提供を行うとともに、申請の受付や、申請を行おうとする被接種者等からの相談に対し、丁寧かつ適切に対応する。【福祉保健部】

3-4 情報提供・共有

3-4-1 情報の内容

- ① 市が実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報についても、市民への周知・共有を行う。【福祉保健部】
周知する主な内容は次のとおりとする。
 - 接種スケジュール
 - 対象者
 - 予約方法
 - 会場
 - 接種対象者
 - 接種回数及び接種間隔
 - 使用するワクチンの種類
 - ワクチンの有効性や安全性
 - 接種時に起こりうる副反応、その頻度及び対処法
 - 予防接種の意義及び制度の仕組み
 - 健康被害救済の申請方法等
 - 予防接種に係る相談窓口(コールセンター等)

- ② 医師会等の関係機関と連携し、市民に対して予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、市民が正しい情報に基づき接種の判断を行えるよう努める。【福祉保健部】

3-4-2 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報、相談窓口の連絡先等について、市民等に対し必要な情報を提供する。

3-4-3 住民接種に係る対応

特措法第27条の2第1項に基づく住民接種は、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が想定される。

- 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっていること
- ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給は限られていること
- ワクチンの有効性・安全性に関する情報は当初は限られており、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められることで、徐々に知見が明らかになること
- 平時の予防接種では実施していない接種体制が取られることから、混乱が生じる恐れがあること

これらを踏まえ、市は広報に当たり、次の点に留意する。【福祉保健部】

- 接種の目的や優先接種の考え方を分かりやすく伝えること
- ワクチンの有効性及び安全性に関する情報を可能な限り公開し、分かりやすく伝えること
- 接種の時期や方法等について、市民一人一人がどのように対応すべきか分かりやすく伝えること

第5章 保健

感染症有事において、保健所は、地域における情報収集及び分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実務を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市は、保健所が収集・分析した情報の提供を受け、各種感染症対策を連携して実施する。

第1節 準備期

有事の際に保健所と緊密に連携し、迅速な初動対応が行えるよう、職員の専門性向上と関係機関とのネットワーク構築を推進する。

1-1 関係職員に対する研修等

感染症対策に必要となる知識の習得を図るとともに、感染予防のための疫学知識や個人防護服(PPE)着脱訓練等に参加する。【福祉保健部、関係各部】

1-2 情報共有ネットワークの構築

平時から保健所及び近隣自治体と連携し、感染症対応に関する情報を共有する。
【福祉保健部】

1-3 市民等への正しい知識の普及啓発

感染症の特性、予防に関する基礎的な情報について、ホームページ、SNS 等の広報媒体を活用し、周知啓発を行う。【福祉保健部】

第2節 初動期

市内での感染発生、あるいは都内・近隣自治体での流行兆候を把握した際は、直ちに保健所と情報を共有し、市の支援体制を構築する。

2-1 感染症の流行に備えた準備

流行状況を的確に把握しながら、保健所と連携し、保健師等の必要な人材の確保や支援体制の構築を行う。【福祉保健部】

2-2 市民等への情報提供

- ① 国や都の情報を注視し、市民等に対し、感染症予防に向けた情報提供を行う。【福祉保健部】
- ② 市民の不安をあおるような偽・誤情報等については十分留意し、必要に応じてホームページ等で事実関係を発信する等、冷静な行動を呼びかける。【福祉保健部】

2-3 市内での感染症発生時の対応

市内で患者が発生した場合には、保健所が行う疫学調査等に協力する。【福祉保健部】

第3節 対応期

感染が拡大し、多数の療養者が発生した場合には、保健所及び都と密に連携し、療養者が安心・安全に日常生活を継続できるよう、以下の支援を重点的に実施する。

3-1 健康観察及び生活支援

- ① 都が実施する健康観察に必要な応じて協力する。【福祉保健部】
- ② 都から、新型インフルエンザ等の患者及びその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、都が実施する食事の提供等の当該患者及び濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。【福祉保健部】
- ③ 市においても、独自の生活支援や、在宅医療における訪問、電話相談、薬剤の配送等の医療支援について検討・実施する。【福祉保健部】

第6章 物資

感染症対策物資は、医療提供体制を確保し、患者搬送等の業務を安全に実施するために不可欠なものである。そのため、平時から備蓄の推進等の必要な準備を適切に行い、新型インフルエンザ等の流行時に必要となる感染症対策物資を確保できるようにする。

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資の備蓄

- ① 市行動計画に基づき、その所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。【福祉保健部、関係各部】
- ② 上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と、相互に兼ねることができる。【総務部】
- ③ 初期に患者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のため、個人防護具の備蓄を推進するよう消防署に要請するとともに、必要な支援を行う。【総務部】

第2節 初動期

2-1 感染症対策物資の備蓄状況の確認

感染症の流行兆候を把握した際、その所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資について、使用状況、在庫状況及び配置状況を随時確認し、必要量の確保に努める。【福祉保健部、関係各部】

第3節 対応期

3-1 物資供給と庁内連携

- ① 緊急事態において必要な物資が不足する場合には、庁内で相互に融通し、協力して対応するよう努める。また、必要に応じて、市内医療機関や福祉施設等への緊急配布を実施し、地域全体の感染対策を支援する。【福祉保健部、関係各部】
- ② 新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、新たに必要となった物資等についても、随時、必要量の確保に努める。【福祉保健部、関係各部】

第7章 市民生活及び経済活動の安定の確保

新型インフルエンザ等が流行し、多くの市民が罹患した場合、市民生活及び経済活動に多大な影響が及ぶことが想定される。警察、消防、ライフライン、公共交通の機能低下を始め、各種物資の輸入の減少・停止、更に食品及び生活必需品の生産・物流の停滞等により、市民生活に重大な影響が生じる恐れがある。

市は、これらの状況を踏まえ、市民に対し買占めを行わない等、消費者として適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、要配慮者に対する安否確認や生活支援を行い、新型インフルエンザ等による影響を最小限に抑え、市民生活の安定を図る。

また、市、医療機関、事業者及び市民は、準備期から発生時の行動等についてあらかじめ備え、発生時には相互に協力し、危機を乗り越えることが重要である。

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関及び庁内部局間の連携を図るため、必要な情報共有体制を整備する。【福祉保健部、関係各部】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付について、DXを推進し、適切な仕組みを整備する。その際、高齢者等デジタル機器に不慣れな方や外国人等を含め、支援対象者に迅速かつ網羅的に情報が行き渡るよう留意する。【企画財政部、関係各部】

1-3 市役所機能の維持継続に向けた準備

- ① 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を維持継続するため、市インフルBCPの点検を行い、必要に応じて修正する。【福祉保健部、関係各部】
- ② 平時から、マスクや消毒薬等の衛生用品、食品及び生活必需品等について備蓄しておく。【福祉保健部、総務部、関係各部】
- ③ 上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と、相互に兼ねることができる。【総務部】

1-4 市民、事業者に対する準備の勧奨

- ① 市民及び事業者に対し、平時から、マスクや消毒薬等の衛生用品、食品及び生活必需品等の備蓄を行うよう呼びかける。【福祉保健部、企画財政部、地域文化スポーツ部、関係各部】
- ② 新型インフルエンザ等に有効と考えられる感染症対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける行動等)について、広報を行う。【福祉保健部、企画財政部】

1-5 要配慮者への支援等の準備

要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送及び死亡時の対応等について、都と連携し、要配慮者の把握及び具体的な対応をあらかじめ決めておく。【福祉保健部】

1-6 火葬体制の構築

都の火葬体制を踏まえ、域内において火葬を適切に実施できるよう調整を行う。その際、戸籍事務担当部局等の関係機関と連携し、必要な調整を行う。【福祉保健部、市民部】

第2節 初動期

2-1 市役所機能の維持継続

- ① 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市の業務を維持継続するため、市インフルBCPの最終点検を行う。【福祉保健部、関係各部】
- ② 時差出勤、在宅勤務、オンライン会議、テレワーク等について検討し、実施する。【関係各部】

2-2 市民、事業者に対する準備の周知

- ① 新型インフルエンザ等に有効と考えられる感染症対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける行動等)について、改めて市民及び事業者へ周知する。【福祉保健部、関係各部】
- ② 市民に対し、食品及び生活必需品等の生活関連物資の購入に当たっては、消費者として適切な行動を取るよう呼びかける。また、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、買占めや売惜しみが生じないように要請する。【地域文化スポーツ部】
- ③ 事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、職場における感染防止対策及び事業継続又は自粛に向けた準備等を行うよう周知する。【地域文化スポーツ部、関係各部】

2-3 要配慮者への支援等の準備

要配慮者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送及び死亡時の対応等について、必要な準備を行う。【福祉保健部】

2-4 市民生活の安定の確保に向けた準備

2-4-1 ごみ収集、ごみ処理業務の継続

市内における新型インフルエンザ等の発生・流行に備え、ごみ収集及びごみ処理業務について、継続実施に向けた対応の準備を行う。【環境部】

2-4-2 遺体の安置

都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が生じた場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう、あらかじめ準備を行う。【福祉保健部】

第3節 対応期

3-1 市役所機能の維持継続

- ① 各種申請等の手続について、申請期限の延長を検討するとともに、郵送やオンライン申請を積極的に活用し、市民が外出しなくても手続が行えるような措置を講ずる。【関係各部】
- ② 市民の生命及び健康を守り、市民生活を維持するために不可欠な市役所業務を継続するため、職員の出勤率に留意しつつ、必要に応じて市インフルBCPを実行する。【関係各部】

3-2 市民生活の安定の確保に向けた対応

3-2-1 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止措置等により生じ得る市民の心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺防止対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育・教育への影響への対応等)を講ずる。【福祉保健部、子ども家庭部、教育部】

3-2-2 要配慮者への支援等

要配慮者に対し、必要に応じて生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送及び死亡時の対応を行う。【福祉保健部】

3-2-3 教育及び学びの継続に関する支援

学校の使用制限や長期間の臨時休業の要請等が行われた場合は、タブレット端末等の活用によるオンライン学習の実施等、必要に応じて、児童・生徒への教育及び学びの継続に関する取組や支援を行う。【教育部】

3-2-4 生活関連物資の価格の安定等

- ① 市民生活及び地域経済の安定を図るため、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占めや売惜しみが生じないように注視する。必要に応じて、関係業界団体等に対し、供給の確保や便乗値上げの防止等を要請する。【地域文化スポーツ部】
- ② 生活関連物資の需給に関して実施した措置の内容について、市民に対し迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じて市民からの相談窓口等の充実を図る。【地域文化スポーツ部】

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じる恐れがある場合は、適切な措置を講ずる。【地域文化スポーツ部】
- ④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務について、価格の高騰又は供給不足が生じ、若しくは生じる恐れがある場合は、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)その他関係法令に基づき、必要な措置を講ずる。【地域文化スポーツ部】

3-2-5 ごみ収集、ごみ処理業務の継続

- ① 公衆衛生上の観点から、ごみ収集業務を継続するとともに、多摩川衛生組合等の処理施設に対し、ごみ処理業務の継続を要請する。【環境部】
- ② ごみ収集又は処理能力が低下し、平時と同様の処理が困難となる場合には、ごみの収集頻度等の見直しを行い、市民及び事業者に対し、ごみの排出抑制について協力を要請する。【環境部】

3-2-6 遺体の火葬、安置

- ① 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。【福祉保健部】
- ② 都を通じた国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかとなった場合には、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。【福祉保健部】

3-3 社会経済活動の安定の確保

3-3-1 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止措置等による事業者の経営や市民生活への影響を緩和し、地域経済の安定を図るため、影響を受けた事業者に対し、必要な財政上の措置その他必要な支援を、公平性に留意しつつ効果的に講ずる。【地域文化スポーツ部、企画財政部】

3-3-2 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態においても、各行動計画に基づき、安定的かつ適切に水を供給できるよう必要な措置を講じているかを把握し、必要な調整を図る。【福祉保健部】

資 料

狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年3月 29 日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、狛江市新型インフルエンザ等対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織及び職員)

第2条 狛江市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 狛江市新型インフルエンザ等対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 狛江市新型インフルエンザ等対策本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 前3項に規定する職員のほか、本部に必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(部)

第3条 本部長は、本部に部を置く。

2 部に属すべき本部の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、部長は部の事務を掌理する。

(会議)

第4条 本部長は、新型インフルエンザ等対策に係る重要事項を審議するため、必要に応じ、本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第4項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則

平成 25 年3月 29 日

規則第 35 号

(目的)

第1条 この規則は、狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(本部長)

第3条 本部長は、市長をもって充てる。

(副本部長)

第4条 狛江市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

2 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 狛江市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、企画財政部長、総務部長、市民部長、地域文化スポーツ部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、環境部長、都市建設部長、教育部長及び狛江消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。

2 前項に規定する者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者をもって本部員に充てることができる。

3 本部員に事故があるときは、あらかじめ当該本部員が指名する者がその職務を代理する。

(本部連絡員)

第6条 本部内の連絡調整を図るため、本部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部に属する本部の職員のうちから当該部の部長が指名する。

(本部派遣員)

第7条 本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げるもの(以下「指定地方行政機関等」という。)の長、代表者又は管理者(指定地方行政機関等の長、代表者又は管理者が指定する者を含む。)に対し、当該指定地方行政機関等の職員の本部へ

の派遣その他の本部の事務への協力を求めることができる。

(1) 指定地方行政機関

(2) 自衛隊

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関

(4) 東京都及び他区市町村

2 前項第1号から第3号までに掲げる指定地方行政機関等に職員の派遣を要請するときは、東京都知事を経由して行うものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りではない。

3 本部長は、本部派遣員(前項の規定により本部への派遣その他の本部の事務への協力を行う指定地方行政機関等の職員をいう。)に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(部)

第8条 部の名称、部長に充てる職及び分掌事務は、別表のとおりとする。

2 部の編成に関して必要な事項は、部長が別に定める。

(会議の構成)

第9条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 本部長

(2) 副本部長

(3) 本部員

(会議の審議事項)

第10条 会議において、次に掲げる事項について本部の基本方針を策定する。

(1) 狛江市の対応方針に関すること。

(2) 社会機能の維持に係る措置に関すること。

(3) 広報及び相談体制に関すること。

(4) 感染予防及びまん延防止に係る措置に関すること。

(5) 医療の提供体制の確保に関すること。

(6) 予防接種の実施に関すること。

(7) 物資の確保に関すること。

(8) 生活環境の保全その他住民の生活及び経済活動の安定に関する措置に関すること。

(9) 東京都、他区市町村、関係機関等に対する応援の要請及び派遣等に関すること。

(10) 新型インフルエンザ等対策に係る措置に要する経費の処理方法に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、重要な新型インフルエンザ等対策に関すること。

(本部連絡員調整会議)

第 11 条 本部長は、必要があると認めるときは、本部連絡員による調整を行うための会議を招集することができる。

(職務権限)

第 12 条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき本部の事務を処理する。

(雑則)

第 13 条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則(平成 26 年4月9日規則第 21 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の狛江市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定は、平成 26 年 4月1日から適用する。

付 則(平成 29 年1月 30 日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年3月 31 日規則第 34 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和8年3月 27 日規則第 34 号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

部の名称	部長に充てる職	分掌事務
企画財政部	企画財政部長	(1) 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 (2) 広報及び広聴に関すること。 (3) 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること。 (5) 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納及び保管に関すること。 (6) 支払資金の把握及び確保に関すること。 (7) 財務会計システムの維持に関すること。

		(8) その他特命に関すること。 (9) 基盤システムの維持に関すること (10) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
総務部	総務部長	(1) 本庁舎の維持管理に関すること。 (2) 本庁舎の相談窓口設備等の設置に関すること。 (3) 車両の調達に関すること。 (4) 市民生活の安心安全に関すること。 (5) 水防活動の維持に関すること。 (6) 屋外収容施設の設営に関すること。 (7) 職員の感染予防等に関すること。 (8) 職員の予防接種(特定接種)の実施に関すること。 (9) 職員の動員及び給与に関すること。 (10) 市有施設の工事の安全管理に関すること。 (11) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
市民部	市民部長	(1) 市税の基幹業務システムの維持管理に関すること。 (2) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
地域文化スポーツ部	地域文化スポーツ部長	(1) 中小企業及び農業団体等との調整に関すること。 (2) 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。 (3) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
福祉保健部	福祉保健部長	(1) 社会福祉施設等における感染防止等に関すること。 (2) 高齢者及び障がい者等の支援に関すること。 (3) 本部に関すること。 (4) 関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 情報等の収集及び提供に関すること。 (6) 相談体制の整備、調整及び運営に関すること。 (7) 社会活動及び事業活動の自粛の要請又は指示に関すること。

		(8) 登録事業者の予防接種(特定接種)の連絡調整に関する事。 (9) 新型インフルエザ等の発生状況の把握及び対応方針に関する事。 (10) 感染予防策の広報に関する事。 (11) 市民、医療機関等からの相談に関する事。 (12) 予防接種に係る連絡調整に関する事(他の部に属するものを除く。) (13) 抗インフルエザウイルス薬等医薬品の確保等に関する事。 (14) 家畜伝染病のまん延防止に関する事。 (15) 遺体の取扱い及び埋葬・火葬に関する事。 (16) その他保健衛生及び医療に関する事並びに新型インフルエザ等対策の連絡調整に関する事。
子ども家庭部	子ども家庭部長	(1) 私立保育園、私立幼稚園等との連絡調整に関する事。 (2) 児童福祉施設の感染予防等に関する事。 (3) 新型インフルエザ等発生時における他部の応援に関する事。
環境部	環境部長	(1) 公園の維持管理に関する事。 (2) 鳥獣の監視に関する事。 (3) 下水道機能の維持管理に関する事。 (4) 資源の使用抑制に関する事。 (5) ごみの排出抑制に関する事。 (6) 新型インフルエザ等発生時における他部の応援に関する事。
都市建設部	都市建設部長	(1) 道路及び河川の維持管理に関する事。 (2) 市が行う都市整備事業等に係る工事の安全管理に関する事。 (3) 新型インフルエザ等発生時における他部の応援に関する事。
教育部	教育部長	(1) 教育施設の感染予防等に関する事。 (2) 東京都教育庁との連携に関する事。

		(3) 教育課程の編成及び各種システムの維持に関すること。 (4) 新型インフルエンザ等発生時における他部の応援に関すること。
--	--	---

登録番号(刊行物番号)

R8-

狛江市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和 8 年 月発行

発 行	狛江市福祉保健部 健康推進課 狛江市和泉本町一丁目1番5号
電 話	03(3488)1181
印 刷	庁内印刷
頒布価格	円